

毎週火、金曜日発行（但休日に当る時は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目

次

## 鳥取県規則第六十三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二

朗

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告示 地域森林計画の公表の場所
- 地域森林計画の変更に係る部分の公表の場所
- 海岸保全区域の指定
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 米飯提供業者の登録

この規則は、昭和四十年一月一日から施行する。  
を  
（鳥取県日野農業改良普及所）  
農業改良普及所部

農業改良普及所部	日野郡日野町	日野町、江府町及び溝口町
農業改良普及所部	日野郡日南町	日南町
農業改良普及所部	日野町、江府町及び溝口町	日野町、江府町及び溝口町

- ◇教委告示 土地の公用廃止
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 道路の位置の指定
- 土地の公用廃止
- 臨時教育委員会の招集

附 則

規 則

00199

百三十	薬局開設許可証、医薬品販売業 許可証又は医薬品の販売先等変更 許可証の書換え交付手数料	百 円
百三十一	薬局開設許可証、医薬品販売業 許可証又は医薬品の販売先等変更 許可証の再交付手数料	二 百 円
百三十二	薬局医薬品製造業許可証の書換 え交付手数料	二 千 円
百三十三	薬局医薬品製造業許可証の再交 付手数料	二 百 円
百三十三の二	供血あつせん業許可申請手 数料	二 千 円

別表一の第百九十七号中「プロツク建築工 千八百円」  
を「スルツク建築工 千八百円」と改める。

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則

### 告 示

#### 鳥取県告示第七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、日野森林計画区の地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により次の場所において公表する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農林部林務課  
鳥取県日野地方農林振興局

#### 鳥取県告示第七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第三項の規定に基づき、八頭地域森林計画及び米子地域森林計画を変更したので、同法同条第五項の規定により次の場所において公表する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00198

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県規則第六十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

別表一の第百二十四号から第百三十三号までを次のように改める。

百二十四 医薬品販売業許可申請手数料

動物用医薬品に係る一般販売

業の場合

動物用医薬品に係る業種商販

商業の場合

動物用医薬品に係る特例販売

商業の場合

動物用医薬品に係る配置販売

商業の場合

動物用医薬品に係る特例販売

商業の場合

動物用医薬品に係る配置販売

商業の場合

百二十六 医薬品の販売先等変更許可申請手数料

動物用医薬品に係る配置販売

商業の場合

百二十五 医薬品販売業許可更新申請手数料

動物用医薬品に係る一般販売

商業の場合

動物用医薬品に係る業種商販

商業の場合

動物用医薬品に係る特例販売

商業の場合

動物用医薬品に係る配置販売

商業の場合

昭和39年12月25日 金曜日 鳥取県公報 第3594号 (認)

八頭地域森林計画の変更に係る公表場所  
鳥取県農林部林務課  
米子地域森林計画の変更に係る公表場所  
鳥取県八頭地方農林振興局  
鳥取県米子地方農林振興局

## 鳥取県告示第七百六十六号

海岸法（昭和三十一年法律第二百一號）第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のように指定したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

海岸保全区域は、昭和三十九年三月二十日（以下「春分の日」という。）の満潮時の水際線から陸域へ三十メートルの線、春分の日の干潮時の水際線から海側へ五十メートルの線の間で次の表に掲げる区域とする。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	海岸名	区域
47	鳥取県鳥取沿岸米子海 岸西福原地区海岸	一米子市西福原字灘浜一五二五の 一番地先の標札から一六九一の 二番地先の標札まで

## 鳥取県告示第七百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項の規定により次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

名 称	所在地	診療科名	開設者	氏 名	指定年月日	採用
乾 医 院	氣高郡 鹿野町	内科、小兒科、産婦人科	乾 勘 治	昭和三十九年十二月一日	乙	点数表

## 鳥取県告示第七百十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第二百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
鳥振第二〇九号	昭和三、三、三	宿院 利広	砂丘フレンド	岩美郡福部村大字湯山	岩美郡福部村大字湯山
" 第二一〇号 "	"	田畠 光子	田畠食堂	岩美郡福部村大字久志羅二五〇	山字高浜二、一六四番地
米振第一七八号	二、一	幅田 浩子	まるは食堂	米子市昭和町二六	米子市末広町二〇
" 第一七九号 "	"	矢倉 輝義	やぐら鮓	朝日町三〇	西伯郡大山町鮎戸
" 第一八〇号 "	"	松本万寿夫	西部勤労者消費生活協同組合	四日市町八九	西伯郡大山町鮎戸
" 第一八一號 "	"	金田 政之	大山レーベル	東伯郡三朝町三朝八四七	西伯郡大山町鮎戸
" 第一八二号 "	二、三〇	福田 喜臣	グリーン	米子市末広町二〇	西伯郡大山町鮎戸
" 第一八三号 "	"	浦川 妙子	加津矢寿の店	"	西伯郡大山町鮎戸
" 第一八四号 "	"	皆生 一、九五二	"	"	"

## 鳥取県告示第七百十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第二百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提

鳥取県告示第七百二十二号  
次の土地は、昭和三十九年十二月二日  
止した。

鳥取県告示第七百二十二号  
次の土地は、昭和三十九年十二月十五日から公用を廢止した。

鳥取県知事／石破二朗

昭和三十九年十二月二十五日

鳥取県教育委員会告示第三十九号

昭和三十九年十二月二十五日

二　日時　昭和三十九年十二月二十六日午前十時三十分  
場所　鳥取市東町（鳥取県教育委員会委員室）

## 2 教職員人事について

供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第七百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十一条第二項の規定に基づき、蚊屋井手土地改良区の定款の変更を昭和三十九年十二月二十一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年十二月三日

鳥取縣知事  
石

住所氏名 道路の位置の指定場所

## 延長の幅員及び

五七番地  
石野 定

104

廣雅卷之二十一

五七番六五

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年十二月十九日道路の位置を指定したので、同規則第

三十六

卷之三

卷之三

卷之三

1

卷之三

卷之三

鳥叔集告下第七十二